寄居町

勤労者住宅資金貸付のご案内

寄居町産業振興企業誘致課

1. 申し込みできる方

（1）町内に居住しているか、又は居住しようとする方。
（2）同一事業所に、2年以上引き続き勤務している方。
（3）年齢が２０歳以上５５歳以下の方。
（4）返済しながら生活に支障のない方。
（5）町税を完納していること。

２．資　金　の用　途

利用申込者が、町内に居住するための住宅の新築・増改築・購入（中古住宅・マンションを含む）宅地購入・借地買取の資金に限ります。

３．融　資　の条　件

令和８年１０月１日現在

融資金額	１,０００万円以内（無担保は、５００万円以内）
融資利率	変動金利 2.７６５％（無担保は、１．６００％　固定金利） ※新規適用金利は金利情勢により変更となる場合がございます。 変更となった場合、実際のご融資金利はお申込時点ではなく、お借入時点の金利が適用となります。
融資期間	２５年以内（無担保は、１０年以内）
融資方法	元利均等月賦返済およびボーナス併用返済
担　　保	資金の用途となった対象物件に中央労働金庫の第１位順位の抵当権を設定。ただし、住宅金融支援機構等の公的機関との併用の場合は第２順位以下でも可。 （住宅金融支援機構フラット３５取扱いたします。）
保　　証	保証協会（一般社団法人 日本労働者信用基金協会）保証となります。 ※金利とは別に下記の保証料が必要となります。 ・ 有担保　０．２４％(月次後払い方式) ・ 無担保　０．７３％(一括前払方式)

手　数　料	取扱金融機関所定の手数料が必要となります。

４．申 し込 み方 法

提出書類	１．寄居町勤労者住宅資金利用申込書 ２．源泉徴収票（給与証明書） ３．町税等に関して滞納のないことを証明できる書類
受付時期	令和８年度　　随時受付中
受付時間	月曜日 ～ 金曜日　　午前８時３０分～午後５時 （祝祭日を除く）
受付場所	寄居町産業振興企業誘致課
問合せ先	ＴＥＬ　５８１－２１２１

※申込み者が多数の場合、抽選になることもあります。

５．借り入れ手続き

（１）町に利用申し込みをする。（本人または、家族の方に限ります。）
（２）町は貸付資格の適否を審査し、資格決定を通知する。
（３）町より通知を受けてから３ヶ月以内に中央労働金庫熊谷支店へ行き
　　所定の手続きをする。
　※労働金庫での審査の結果、ローン利用のご希望にそえない場合がございます。

６．融資取扱金融機関

中央労働金庫

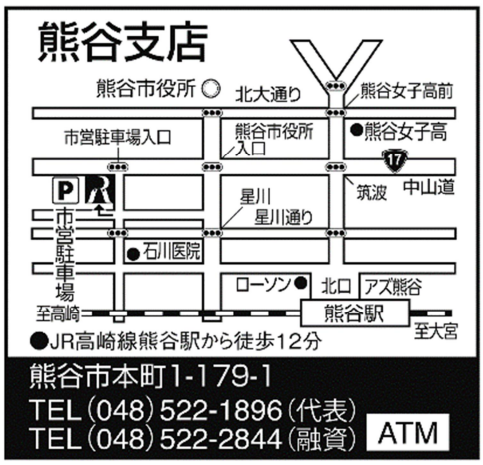

お　申　込　み　手　続　き

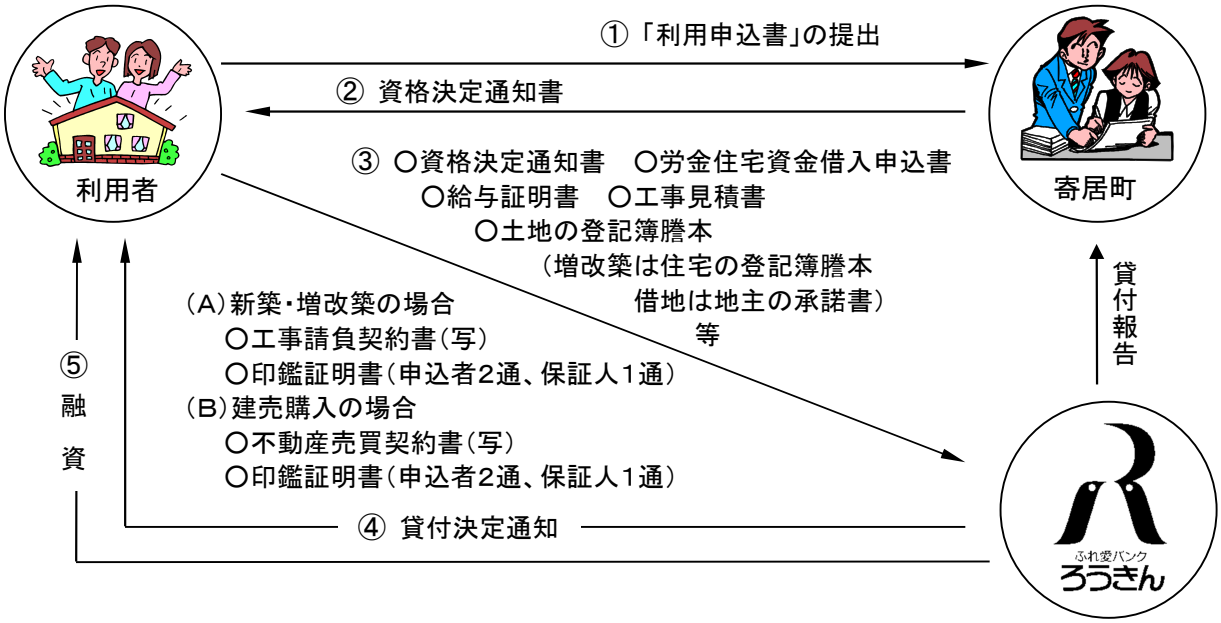

住宅金融支援機構フラット３５　等の併用利用も可能です。

低利でおトクです

ご融資金利は大変低利でおトクです。（変動金利型）
有担保ローンは上限金利５.０%までの制限があり、安心です。

ご融資額もワイドです

ご融資額は、1,000 万円以内（有担保の場合）、しかも、使い道も住宅新築・購入・中古住宅・マンション購入・増改築・宅地購入とワイドです。

生命共済つきで安心です

ご融資額まで、団体信用生命保険つきです。
万一のときにも安心です。

一部繰り上げ返済自由自在手数料は不要

返済は、最長２５年（ご融資額によって異なります）とラクラク返済。しかも、余裕のある時は、いつでも一部繰り上げ返済ができます。もちろん手数料はかかりません。返済期間も短くなり、大変おトクです。
※全額繰上げ返済は、手数料が必要となる場合があります。

保証協会保証となります

担保は、不動産（土地・建物）、保証人は保証協会となります。